

第10号

秋田被害者支援センターだより



発行日 平成20年2月20日
発行者 社団法人秋田被害者支援センター
理事長 佐藤 怜
住所 〒010-0001
秋田市中通5丁目1番51号(北都銀行別館2F)
TEL 018-887-7605 FAX 018-887-7608
URL <http://www.av.s.or.jp>

犯罪被害者週間「県民のつどい」の開催

秋田県犯罪被害者等支援基本計画に基づき、犯罪被害者等に対する県民理解の増進を図るとともに、犯罪被害者等に対する適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会及び犯罪等の被害者も加害者も出さない安全で安心な町づくりを推進することを目的に、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）の11月26日秋田県、秋田県警察及び社団法人秋田被害者支援センターの共催で秋田市文化会館において、一般市民等約350名の参加を得て犯罪被害者週間「県民のつどい」を開催いたしました。

つどいは、秋田県副知事、秋田県警察本部長及び当センター理事長があいさつしたほか、来賓として秋田県議会議長、秋田県教育委員会教育長のご出席を賜り、ご祝辞をいただきました。

また、少年犯罪被害当事者の会代表「武るり子」さんによる講演や高校生による犯罪被害者等の手記の朗読及び秋田県警察音楽隊によるミニコンサートなどが行われました。

あ い さ つ

秋田県副知事 西村 哲男



本日は、犯罪被害者週間「県民のつどい」を開催するに当たり、ご来賓の皆様をはじめ、多数の県民の皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から、犯罪被害者の方々に対する支援活動にご理解、ご尽力いただいております。心から敬意を表します。

さて、県では、平成16年3月に、「安全・安心まちづくり条例」を制定し、県民の皆様や関係機関の協力を得ながら、「日本一安全で安心な秋田県」を目指し、取り組みを進めているところであります。

秋田県の犯罪や交通事故の状況は、刑法犯は、ここ5年連続して減少し、交通事故においても、4年連続して死者数が減少するなど、比較的良好に推移しております。

しかしながら、県民が肌で感じるいわゆる「体感治安」の面では、昨年は県内でも子どもが犠牲となる凶悪事件が発生するなど、治安回復や安全・安心を実感する状況には至っていないと考えております。

県では、不幸にして犯罪や交通事故に遭遇した被害者やそのご家族の方々を支援するため、昨年2月に「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、支援運動の愛称の募集や「総合的対応窓口担当者研修会」などを実施しております。

今週、11月25日から12月1日までは、犯罪被害者週間として、全国で様々な行事が開催されますが、本県でも、犯罪被害者に対する県民の理解の増進を図るため、県警察及び秋田被害者支援センターとの三者共催により「県民のつどい」を開催することにしました。

本日は、最初に、少年犯罪被害当事者の会 代表 武るり子様にご講演をお願いしております。

武（たけ）様は、当時、高校1年生のご長男を、相手の高校生による一方的な暴力により亡くされ、今日は、その切ない母親の心情についてお話ししていただきます。武（たけ）様には、遠路、大阪からおいでいただき、心から感謝申し上げます。

続いて、犯罪被害者及びそのご家族から寄せられた「手記」の朗読があります。今年5月から手記を募集したところ、5点の応募をいただきました。ご応募くださった方々には、心からお礼を申し上げます。

終わりになりますが、本つどいによって、被害者支援の必要性が、より多くの県民に理解され、被害者の皆さんを温かく支える社会となるよう祈念し、あいさつとします。

被害者の心の傷に思い

県民のつどい 遺族の手記朗読も
(H19. 11. 27 秋田魁新報社転載)



犯罪被害者週間（25日～12月1日）に合わせた「県民のつどい」（県、県警、秋田被害者支援センター主催）が26日、秋田市文化会館で開かれ、地域が一体となって犯罪防止と被害者支援に努めていくことを誓い合った。

市民や関係者ら約350人が参加。西村哲男副知事が「被害者への理解を広め、温かく支える社会にしたい」とあいさつ。少年事件で子どもを亡くした遺族でつくる「少年犯罪被害当事者の会」代表の武るり子さん（52）＝大阪市在住＝が、「少年犯罪で息子を奪われた母の思い」と題して講演した。

武さんの長男は11年前、高校1年生のときに他校の高校生から暴行を受けて亡くなった。息子を失った直後の心境を語ったほか、警察などの説明が不十分だと感じて民事裁判に踏み切った経緯を説明。「被害者は事実を知りたい。ほんの少しの説明があれば、だいぶ気持ちは違った」と涙を浮かべ当時を振り返った。

また、事件で精神的なショックを受けた自分や家族が近所の人々に支えられたことに触れ、「地域住民が寄り添うことが大切」と強調。「関係機関が連携し、声を上げられない被害者にも届く支援が必要」と訴えた。

集いではこのほか、秋田被害者支援センターなどが作製した殺人未遂事件の被害者らがつづった手記が紹介された。



「県民のつどい」に参加して

秋田市 石澤 フサ子

私は犯罪被害者週間にあわせて開催された県民のつどいに参加する機会をえた。

保護司をしている私がおもったが加害者の更正を考える上でも、被害者の生の声を聞くことが出来た。このことが何よりも心をうたれたことだったし、被害者の心情については、まして私などは押しはかることが出来ない深いものであることもわかった。

武るり子さんのお話は勿論であるが、手記の中にあつた交通事故の事件について感じたことをのべたい。

朝、「行ってきまーす。」「行ってらっしゃい。気をつけてね。」元気に登校して行つた我が子を失つた母親の気持ち一つ一つ手をとるようになつて実感した。自分がこの母親であつたなら今どんなだつたらうと思うと、涙がとめどなくこぼれた。あまりにむごく、つらいことである。憤りさえ覚える。

それなのに交通事故の場合、加害者の量刑が軽い。この矛盾したことを被害者はだれにぶついたらいいのかわからず、なんともやりきれない気持ちである。私は今の若者に被害者の生の声を聞かせてやりたい。人間の一人一人の命の大切さ、家族の思い、命は平等であり何人も奪つてはならないこと等知つてほしい。

犯罪や事故の多い今日、私たちは加害者にも被害者にもならないよう少しでも啓発活動をしていきたいものである。



犯罪被害者支援に係る 平成19年度ブロック別市町村等 総合的対応窓口担当者 研修会について

支援員 K. S

平成19年度ブロック別研修は秋田県、秋田県警察、秋田被害者支援センターの共催によって、

- 8月24日(金)午後 県北地区(北秋田地域振興局)
 - 8月28日(火)午後 県南地区(平鹿地域振興局)
 - 8月31日(金)午後 中央地区(秋田地方総合庁舎)
- において、延べ3日間各地区毎に市町村、振興局、秋田県、他各関係機関所属担当約90名が参加しました。

今年度の研修は昨年度に続いて秋田県犯罪被害者等支援計画に基づき犯罪被害者の心理や県、警察及び秋田県被害者支援センターが行う支援などについての理解浸透及び各関係団体の連携の強化を図ることを目的として開催されました。

研修は各地区毎に主催側の挨拶に始まって、

- 交通事故遺族となって～被害者支援に望むこと
交通事故被害者遺族
- 秋田被害者支援センターの支援状況について
秋田被害者支援センター 支援員
- 警察による被害者支援について
秋田県警察本部犯罪被害者対策室
- 全体検討会

秋田県安全安心まちづくり推進課等の各講師の講演、講話、全体検討会(意見交換)が行われました。

「被害者の声」をきいて親の切ない心情、癒えない心の傷を切々と話す被害者遺族の心情に涙をぬぐう参加者も見受けられ、自分もその一人でした。

全体検討会の演習等は窓口対応の担当者にとっては意義のある研修内容と思われ、各地区毎の参加者の発言等から認識が高まっていると実感したブロック別研修でした。

2007年度 自助グループ継続研修の開催 (交通事故被害者、遺族)

支援員 A. A

NPO法人 全国被害者支援ネットワーク主催で、2007年12月11日(火)、12日(水)の両日、東京航空会館において自助グループ継続研修が開催され、全国から16センターが、当センターから2名参加した。

交通事故被害者や遺族が深い悲しみや辛い体験から立ち直り、回復にむけて再び歩み出すことが出来るような社会づくりをすすめる被害者等の権利利益の保護を図るため、支援員の資質を向上させるとともに、自助グループに対する支援の充実を図ることを目的として開催された。

研修は、内閣府政策統括官付参事官 高橋広幸氏の挨拶に始まり

- * 「ネットワークにおける自助グループ活動の意義」
全国被害者支援ネットワーク
会長 山上 皓氏
- * 「犯罪被害者の心理と治療」
東京都精神医学総合研究所
参事研究員医学博士 飛鳥井 望氏
- * 「被害者支援に関する新たな法的知識」
全国犯罪被害者の会(あすの会)

顧問弁護士 高橋 正人氏等の諸先生の講話、また被害者支援都民センター自助グループメンバーによる「自助グループに参加してその効果と支援センターに希望すること」の体験、所感、提言を聞き、各々の方が広く皆に心情を伝えたいとの思いを受けとめ、未だ支援センターの存在を知らない被害者に、早期に支援をして行かなければならないことを再度確認した。

短い時間であったが、充実した研修であり、また、他の支援センターとの交流も深まり、研修に参加できて良かった。



秋季研修会に参加して

支援員 K. S

研修会1日目、北海道・東北ブロック別分科会が「犯罪被害者相談員としての自覚とレベルアップ」についてというテーマでおこなわれました。

私はこの分科会の中で、秋田被害者支援センターの概要、支援員の実情、研修の状況等をお話させていただきました。

2005年犯罪被害者等基本法が制定され、2007年秋田被害者支援センターも早期援助団体となり、被害者支援活動もようやく社会に認知されるようになりました。

秋田の支援員の実情をみましたときに、秋田被害者支援センターの設立した当初と早期援助団体となってからは、支援の内容も変わり支援員には戸惑いがあるように思われます。なかでも月2回の電話当番、月1回の研修に出席することのできない支援員もあり、なかなか解決できる方法を見出せずにいることを話しました。それぞれ他県のセンターからも支援員の資質向上や、活動内容、研修状況にも温度差があるのではないかなどと、真剣に討議され大変貴重なご意見を聞くことができました。

私はまとめとして、被害者にとって、全国どこでも同じ支援が受けられるようにするためには、支援員のボランティア養成プログラムの統一、共通マニュアル、全国研修、ブロック別研修、支援員の規定整備などの見直しが必要ではないかとまとめさせていただきました。

現在、全国被害者支援ネットワーク加盟組織は45都道府県になり47組織まで拡大しました。被害者支援のボランティアは非常にハードなボランティアですが、自覚を持ち支援員として被害者により良い支援が出来るように研鑽を積みながら関わっていったらと思っております。

被害者支援セミナー研修を終えて

支援員 K. K

平成19年度「第2回被害者支援センター研修」に参加する機会を得、5日間の研修は私はもとより、各地域のセンター運営や支援活動員のレベルアップに大きな成果を上げることができたものと考えます。

全国の支援員同士の「支援に対する心と気持ち」が合致し、それぞれの地域の違いや重要性がはっきり認識できた事と、全国どこでもその支援が必要である事など各参加者の熱意で研修の講義時間が足りないぐらいに活発化でき、有意義な実践講座を受ける事ができました。この研修での成果を地域に戻って「できる事から実践する」大切さと、ネットワークの重要性、「全国展開によるレベルアップ指導」の大切さなど体感でき、支援センターの充実に大切な指導機関と位置付け大きな支えとなる事を知りました。

全国被害者支援ネットワークの精神が各地に浸透して来た事でもありと感じ益々充実する事が大切で、我々の横のつながりも密にして活動することが望まれます。地域活動状況は参加者の発表や会話の中で知る事ができ、支援の輪が広がっていると実感できました。

今後もボランティアの養成など取り組まなければなりません。研修は地域内や地方レベルでもできるだけ開催し支援員相互の質的向上の研修が大切と考えます。

東京地方検察庁における被害者支援に関する取組の基本理念にある「被害者とともに泣く検察官」の言葉は大きなインパクトがあり、この様な立場で日夜検察業務に心砕かれている事は、被害者の立場で考える私達に安心感がわき、且つ公正な判断に心配りされている事に感動しました。この日の講座は清々しい気分、時間の足りなささえ感じ、私の支援活動への思いは一層深くなりました。日本の中心東京で細やかな対応がなされている事に、地方はもっときめ細かくあたらなければならないと思います。民間、公的窓口も心穏やかに一段と連携を強化し犯罪の陰で我慢している方々への早期援助と広報啓発が何より肝心です。

支援センターの大きな使命は事件後なるべく早い時期に、被害者に対して適正かつ確実に直接的支援を行う事ができるようになることを願う研修でした。



つながり 優しさ 心の輪

街頭キャンペーン



警察相談の日 アゴラ広場
(9月11日)



犯罪被害者の日
遊学会 (10月6日)



警察相談の日 アゴラ広場
(9月11日)



犯罪被害者週間 中央警察署合同
ホボロード (11月30日)



交通安全ふれあい広場
自助グループ アゴラ広場
(9月21日)



犯罪被害者週間 中央警察署合同
ホボロード (11月30日)

平成19年度 ボランティア支援員〈第6期生〉 養成講座初級編の修了について

平成19年7月中募集したボランティア支援員（第6期生9名）について、9月18日から養成講座を開始し、佐藤理事長から「被害者支援に求められるもの」の講座を始め下記講座を行い、12月13日養成講座初級編を修了しました。

- 犯罪被害者等関係法令
- 秋田県犯罪被害者等支援基本計画
- 被害者支援センターの組織や事業
- 犯罪等被害者の声
- 被害者の現状や心理

なお、中級編については平成20年1月24日から開始しております。

賛助会員の皆様へ

秋田被害者支援センターの活動資金は、県民の皆様の善意に支えられております。被害者の皆様が何時でもどこでも等しくニーズに添った支援を受けられるよう活動内容を充実させ、継続していくため今後ともよろしく願いいたします。

社団法人秋田被害者支援センターの 活動を支える賛助会員募集

私達の活動は、賛助会員で、支えられています。支援員は、ボランティアですが、広報啓発活動や直接支援活動・事務局の運営などに経費を必要とします。センターの活動を資金で支えてくださる賛助会員を募集しております。会員の方には、センター日より、講演会、フォーラムなどのご案内を差し上げております。

賛助会員 個人会員 年会費 一〇 1,000円
法人会員 年会費 一〇 5,000円
※一口以上、何口でも結構です。

口座名義 (社)秋田被害者支援センター
理事長 佐藤 玲

振込先 秋田銀行 本店 普通 No.476400
北都銀行 本店 普通 No.0953069
郵便振替口座 02220-6-80225

ご篤志ありがとうございます

みちのくキャンティーン(株)様から毎月の自動販売機売り上げの一部54,748円、那須様ほか5名の方から46,100円、また、県内市町村窓口や警察署に設置していただいている募金箱から71,927円と県内の皆様からご篤志をいただいております。

ありがとうございます。

編集後記

(社)秋田被害者支援センター会報第10号をお届けいたします。

犯罪被害者等早期援助団体に指定され、3年目を迎えました。

被害者等の方に、被害直後など早い時期に、確実に、そして適切な支援をできるよう、支援員一同努力しております。

なにとぞ、当センターの活動にご理解をいただき、一人でも多くの県民の皆様にご支援をいただいております。



秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人秋田被害者支援センター

一人で悩まないで、
まずはお電話をおかけ下さい。

相談電話 018-832-8010
(フリーダイヤル) 0120-62-8010

月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)